

# 景観の保全に向けた施策について

高知市のシンボル・鏡川の中上流域では昨今、景観への配慮が十分ではない開発行為や耕作放棄地の増加などにより、美しかった山村や農村の景観の質が低下しつつあります。景観を保全していくためには市民のみなさんの理解と協力が重要であり、とりわけ飲み水や遊び場などの恩恵を受けている下流域の方々の関わりが必要とされています。

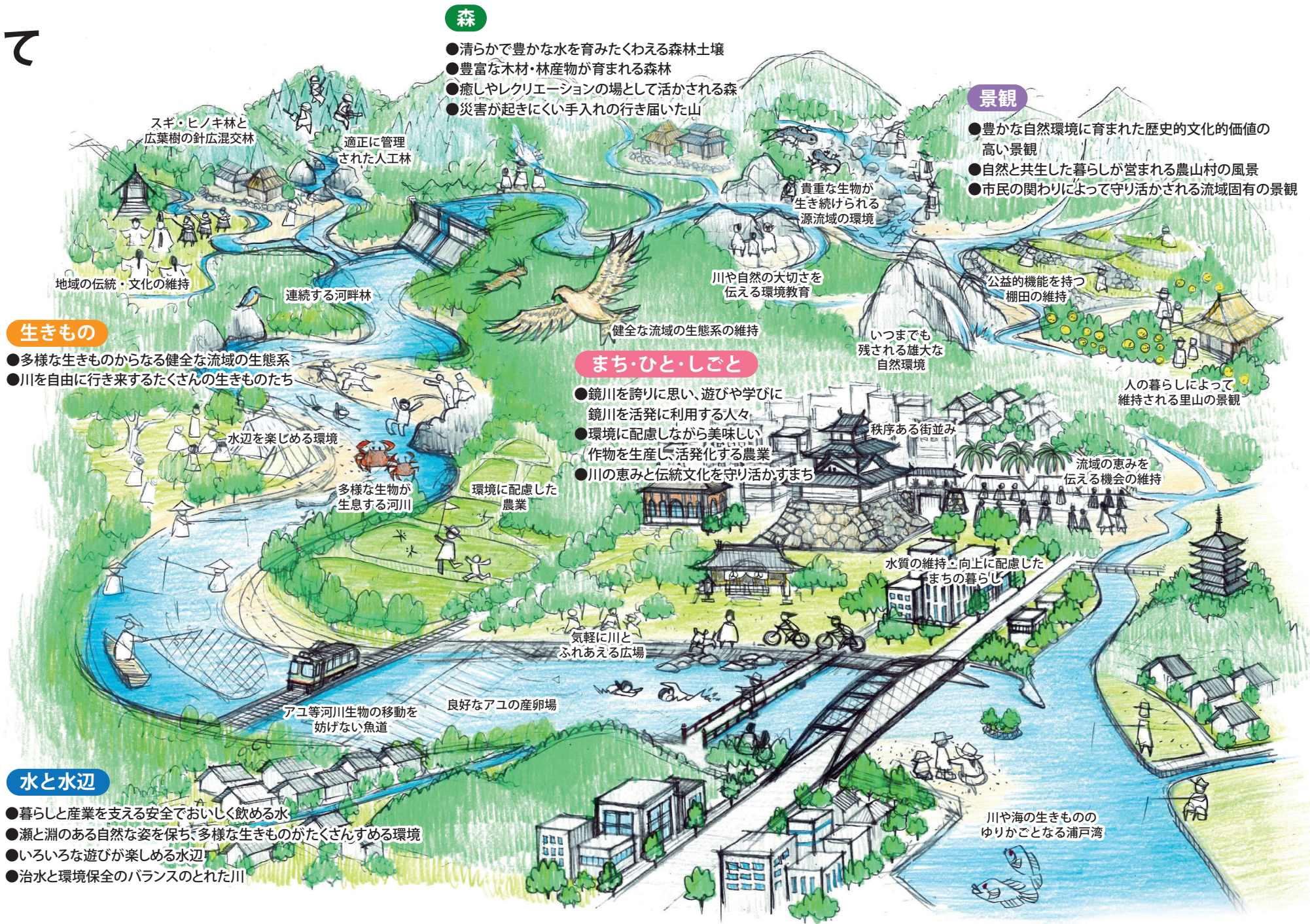
2017年3月に策定した「2017 鏡川清流保全基本計画」では、この課題への対応策の一つとして「鏡川清流保全条例」に基づき、美しい景観を守り続けるための区域指定を推進するため、2か年にわたって検討を行ってきました。ここではその概要についてお知らせします。

## 2017鏡川清流保全基本計画の基本理念 ～森と海とまちをつなぐ環境軸～

市民・各種団体・行政など、鏡川に関わる全ての主体が協働・連携して、以下の3つを未来の子どもたちに引き継いでいきます。

- 1 安心・安全な鏡川のきれいな水
- 2 鏡川を介して森から海へとつながる環境と生きものの多様性
- 3 流域の風土によって形成された景観や流域固有の歴史文化

右のイラストは、将来も今と同じように、あるいは今以上に美しい川の流れることを目指して描いた、100年後の鏡川の姿です。その実現に向けた景観の課題と施策を抜粋し、以下に示します。



### 森

- 清らかで豊かな水を育みたくわえる森林土壌
- 豊富な木材・林産物が育まれる森林
- 癒しやレクリエーションの場として活かされる森
- 災害が起きにくい手入れの行き届いた山

### 景観

- 豊かな自然環境に育まれた歴史的文化的価値の高い景観
- 自然と共生した暮らしが営まれる農山村の風景
- 市民の関わりによって守り活かされる流域固有の景観

### 生きもの

- 多様な生きものからなる健全な流域の生態系
- 川を自由に生き来するたくさんの生きものたち

### まち・ひと・しごと

- 鏡川を誇りに思い、遊びや学びに鏡川を活発に利用する人々
- 環境に配慮しながら美味しい作物を生産し、活発化する農業
- 川の恵みと伝統文化を守り活かすまち

### 水と水辺

- 暮らしと産業を支える安全でおいしく飲める水
- 瀬と淵のある自然な姿を保ち、多様な生きものがたくさんすめる環境
- いろいろな遊びが楽しめる水辺
- 治水と環境保全のバランスのとれた川

## 「景観」の今と課題

### ■流域の景観

人工物の多い下流域ではやや単調ですが、上中流域には本来の川の姿が多く残り、親水性の高い優れた景観を楽しめます。一方、自然と人の暮らしが調和してかたちづくられた上中流域の里地の景観は、耕作放棄地の増加や配慮が十分でない開発等によってその維持が難しくなっています。

- 課題
- 親水性を支えている川の自然環境の保全
  - 開発等の行為における景観配慮の推進
  - 流域の景観を見守る市民の育成
  - 景観を支える営みの存続

### ■景観保全の取組

鏡川清流保全条例では、鏡川の優れた自然環境を保全するための「自然環境保全区域」、歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観の形成を図る「景観形成区域」をそれぞれ指定することができるとされています。現状では、7か所の「自然環境保全区域」が指定されていますが、景観形成区域の指定は行われていません。

- 課題
- 自然環境保全区域や景観形成区域の指定を妨げている状況の改善
  - 良好な景観形成に向けたしくみづくり

## 「景観」の保全・形成に向けて

### 施策 1

#### 区域指定の推進

- 「自然環境保全区域」などの指定にかかる評価項目・基準の明確化
- 指定地及び候補地の現状調査と新たな掘り起こし

### 施策 2

#### 景観の保全・形成を推進するしくみづくり

- 先進事例の情報収集及び里山保全条例の手法導入の検討による効果的な保全手法の検証
- 指定地の保全・形成に向けた支援の充実と景観価値の情報発信

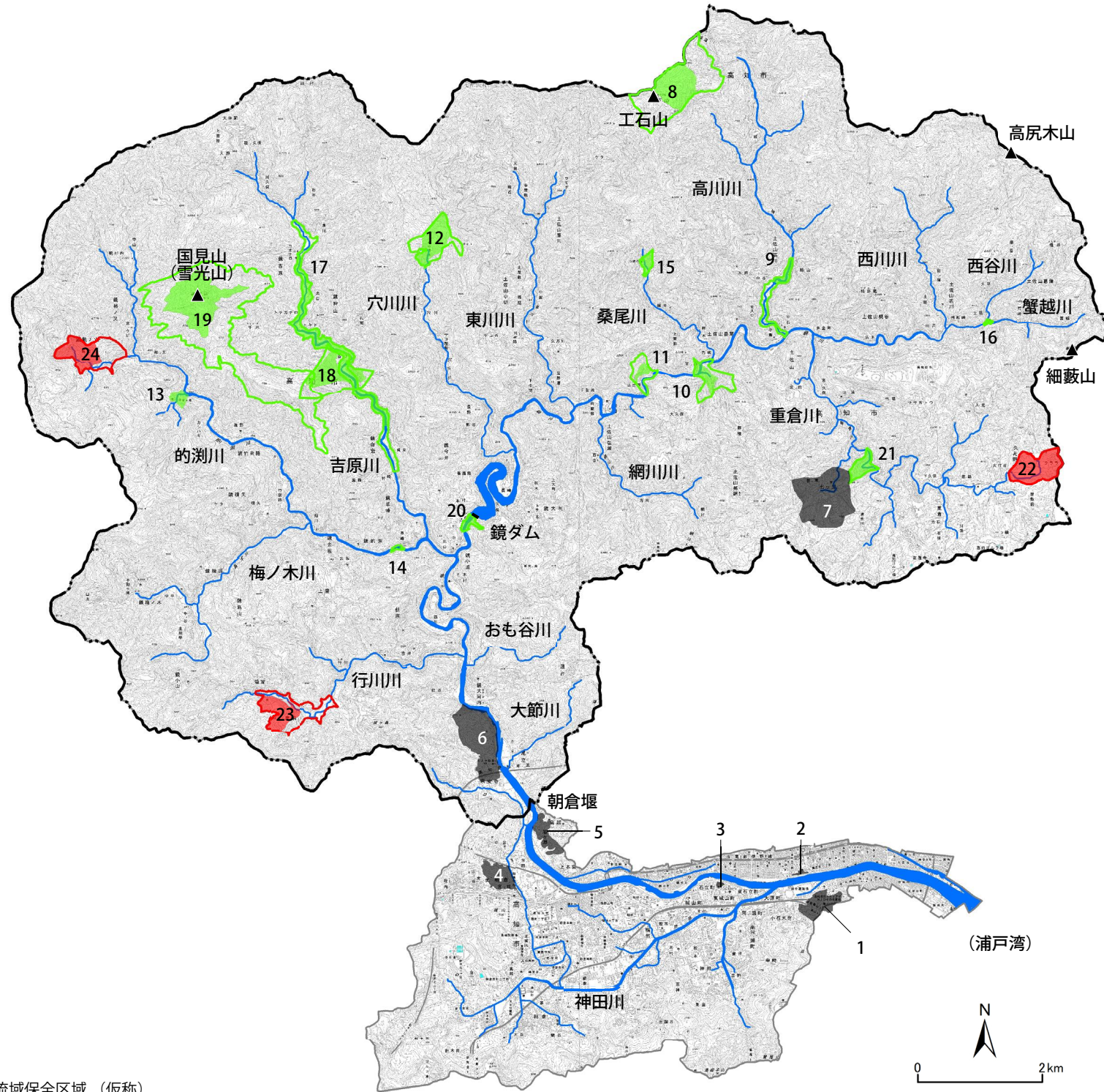
2017～2018年度に調査・検討を行い、計10回の鏡川清流保全審議会を通じて鏡川清流保全条例に基づく区域指定の新たな手法、指定区域の保全手法の方針をまとめました。それらの概要を裏面に示します。

鏡川清流保全基本計画(計画書および概要版)、鏡川清流保全審議会会議資料は、高知市公式ウェブサイトよりダウンロードいただけます。



# 区域指定の方針について

鏡川の景観を将来にわたって守り活かしていくため、朝倉堰上流の流域を対象に、右に示した3つのしくみについて検討を進めています。今後、地元住民の方々はもとより、下流域に暮らす市民のみなさんにもご意見をいただきながら検討を進めていきます。



## 凡例

流域保全区域（仮称）

自然環境保全区域（指定済み）

1. 筆山
2. 山内神社の森
3. 石立八幡宮の森
4. 朝倉神社の森及びその裏山
5. 岩ヶ淵及びその裏山
6. 川上不動尊の森及びその周辺の森林
7. 七ツ淵神社の森及びその周辺の森林

自然環境保全区域の候補地（第1次/第2次\*）

8. 工石山の森林とサイの河原
9. 高川溪谷
10. 桑尾の石灰岩地植生と穴の谷峡谷
11. 大穴峡と石灰岩地植生
12. 樽の滝
13. 平家の滝・森林公園
14. 夫婦岩
15. 山姥の滝・ゴトゴト石
16. 菖蒲洞
17. 吉原溪谷
18. 鏡地区の石灰岩地植生
19. 雪光山
20. 鏡ダム
21. 重倉川

景観形成区域の候補地（第1次/第2次\*）

22. 久礼野地区
23. 領家地区
24. 坂口地区

\*第1次候補地  
：緩衝地を含む範囲（コアゾーン+バッファゾーン）  
\*第2次候補地  
：指定が必要と考えられる範囲（コアゾーン）

## 流域保全区域（仮称）

～水源地の自然環境・景観を広く守るしくみ～

### 区域の指定

鏡川の清流を守るためには、その水源を育む中上流域を保全することが求められます。このため、残土処分場や太陽光発電施設など、中上流域での開発行為が鏡川への濁水流出や自然景観の質の低下を招かないよう、よりよい整備の実現に資することが鏡川清流保全条例の課題となっています。新たに導入する「流域保全区域（仮称）」は、鏡川の朝倉堰より上流の流域全体を広域的に指定します。

### 保全の手法

一定の規模以上の行為について届出を義務付けることを想定しています。該当する行為では、高知市が事業者と環境配慮の方法について話し合うことを想定しています。この話し合いは、新たに策定する「環境配慮指針\*」をもとに行います。

\*事業の各段階（計画、設計、施工、維持管理）における配慮の基本的視点や具体的な配慮事項を示すものです。



## 自然環境保全区域

～貴重な自然環境を本来の姿のまま守るしくみ～

### 区域の指定

現条例における定義を見直し、「鏡川水系の河川と一体となって自然度の高い環境を保ち、かつ、鏡川流域を象徴する景勝地たりうる区域」と改めることを検討中です。保全のみならず、観光資源等としての利活用も視野に入れています。

### 保全の手法

指定済みの7か所では現条例が定める行為制限（行為の届出）を継続し、今後新たに指定する区域については、「流域保全区域（仮称）」に準じた行為制限を想定しています。



## 景観形成区域

～人の営みが支えている農村景観を守るしくみ～

### 区域の指定

現条例には「景観形成区域」の定義がありません。新たに「鏡川流域を特徴づけている美しい農村景観で、川と共生した暮らしおよび地域主体の活動によって守り活かされている区域」と定義づけることを検討中です。

### 保全の手法

「景観形成区域」では、景観形成の担い手である住民の方々地域でいきいきと暮らし続けられることを重要視しています。人口減少に伴って暮らしの存続が心配されるなか、農村景観の「保全と活用のサイクル」が将来も回り続けるよう、必要なしくみを住民の方々と一緒に考えていきます。行為制限については「流域保全区域（仮称）」に準じます。

